

放送ネットワーク整備支援事業(災害情報等代替伝送システム整備事業)

第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図るため、広帯域の無線システムの整備を行う事業であって、第三セクター法人が行うもの。

スキーム(補助金)

(1) 事業主体
第三セクター法人

(2) 補助対象
送受信設備
アンテナ設備
設置調整等

(3) 補助率
1/3

(4) 対象地域

次の条件をすべて満たすこと。

- ・市町村と防災に関する協定を締結している地域
- ・条件不利地域
- ・放送法第140条第1項の市町村の区域を勘案して定められる地域。

